



⑳〔鉄道仮会社より別紙報知の件〕
* 鉄道建築願有

明治14（1881）年6月29日

この史料は、新しくできる予定の鉄道会社から発起者に伝えられた報告書です。東京より高崎までの第一区は、測量及び建築とも政府へ依頼することを出願する旨が伝えられています。当初第一区は、東京・高崎間の予定でしたが、前橋生糸商らが株式20万円を引き受け請願した結果、前橋（内藤分村、現前橋市石倉町）まで延長されました。なお小林弥七については明らかではありませんが、史料㉑の5,000円の出金者に「高崎本町 小林弥七」が見え、高崎町の有力者であったと思われます。

高崎市・土屋喜英家文書 P1103 No. 351

【史料⑳】

鉄道仮会社より別紙の通り
報告これあり、右は出願前、
発起者へ証べきの処、予て協
議の件もこれあり、真に進達
候旨申し来たり候条、この旨報
知旁申し進め候也

本庁

鉄道委員

明治十四年
六月廿九日

小林彌七殿

小林弥七殿

鉄道建築願

先日鉄道会社の儀、出願仕り置き候、就いては甚だ差し越し候義には御座候えども、右ご免許相成り候上は差し向き東京・高崎間の線路建築の工事は政府へ相願いたくこの段予め願ひ置き奉り候也

鉄道建築願

先日鉄道会社ノ儀、出願仕置候就、甚だ差し越し候義ニ付、御座候えども、右ご免許相成り候上、向キ東京高崎間ノ線路建築ノ工事ハ政府へ相願いたく此段豫メ願ヒ置キ奉リ候也
木挽町七丁目六番地
日本鉄道会社創立事務所
明治十四年六月廿二日
東京府華族
池田章政
東京府知事松田道之殿

東京府知事松田道之殿

鉄道建築添え願

別紙東京・高崎間の工事願ひ御聞き届けに相成り候はば、会社の都合もこれあるにつき右仕様及び予算御調書は前以て御示し下され候様致したく、この段副書を以て願ひ奉り候也

木挽町七丁目六番地

日本鉄道会社創立事務所

東京府華族

明治十四年六月廿二日
発起人総代 池田章政 印

東京府知事松田道之殿

本社に於いて目的を定めたる東京より

青森までの線路のうち、今般東京

より高崎までの第一区は測量及び

建築とも政府へ依頼の義を出

願する旨趣の説明

本社新たに創立し、政府の命令は勿論

発起人一同協議決定したる諸規則

を遵守すといえども、工事に至りては其の偉業

たるや論を俟たず、測量・建築一切の方

法細大凡そ百の件、悉く備具するに非ざる (後略)

鉄道建築添え願

別紙東京高崎間ノ工事願ひ御聞き届けに相成り候はば、会社の都合もこれあるにつき右仕様及び予算御調書は前以て御示し下され候様致したく、この段副書を以て願ひ奉り候也
木挽町七丁目六番地
日本鉄道会社創立事務所
明治十四年六月廿二日
東京府華族
池田章政
東京府知事松田道之殿

東京府知事松田道之殿

本社に於いて目的を定めたる東京より

青森までの線路のうち、今般東京

より高崎までの第一区は測量及び

建築とも政府へ依頼の義を出

願する旨趣の説明

本社新たに創立し、政府の命令は勿論

発起人一同協議決定したる諸規則

を遵守すといえども、工事に至りては其の偉業

たるや論を俟たず、測量・建築一切の方

法細大凡そ百の件、悉く備具するに非ざる (後略)